

	新潟市教育委員会 平成26年11月 定例会会議録			
日 時	平成26年11月20日(木) 午後3時30分			
場 所	市役所白山浦庁舎7号棟 405会議室			
出席委員 (9名)	齋藤委員長	出席委員	眞谷委員	
	沢野委員		佐藤委員	
	吉村委員		阿部教育長	
	織田委員	欠席委員		
	伊藤委員			
	藤田委員			
会議に出席 した職員 (18名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	渡邊 尚人	学校支援課長	高橋 恒彦
	教育次長	齋藤 博子	生涯学習 センター所長	三保 恵美子
	教育総務課長	上所 隆	生涯学習 センター次長	井関 一博
	学務課長	木村 綾恵	中央図書館館長	山川 正士
	施設課長補佐	熊倉 勇介	中央図書館 企画管理課長	松原 伸直
	保健給食課長	田中 薫	中央図書館 サービス課長	山下 洋子
	生涯学習課長	大竹 和浩	教育総務課 課長補佐	荒木 宣孝
	教職員課長	有本 秀雄	教育総務課係長	灰野 梢
	総合教育 センター所長	高地 啓衛	教育総務課主査	石田 貴宏
その他の 出席者 (0名)				

開会	時 刻	午後 3 時 3 0 分
	宣 言 者	委員長
付議事件 (2 件)	議案番号	件 名
	議案第 23 号	新設統合校（新潟市立日和山小学校）の通学区域の設定 について
	議案第 24 号	平成 2 6 年 1 2 月議会定例会の議案について
報告 (1 件)	件 名	
	新潟市立日和山小学校の校章・校歌について	

## 第1 開会宣言

### ○委員長

午後3時30分開会を宣言する。

本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することにご異議はありませんでしょうか。

よろしければ、許可することで決定します。

## 第2 会議録署名委員の指名

### ○委員長

新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に伊藤委員及び藤田委員を指名します。

## 第3 付議事件

### ○委員長

続いて付議事件です。「議案第23号 新設統合校（新潟市立日和山小学校）の通学区域の設定について」教育総務課長に説明をお願いします。

### ○教育総務課長

豊照小学校、湊小学校、栄小学校及び入舟小学校においては、児童数の減少により平成26年度末で4校を閉校し、新設統合校として平成27年4月1日に日和山小学校を開校することとしております。来年4月1日からの日和山小学校の通学区域を定めるためにお諮りします。

通学区域ですが、現在の豊照小学校、湊小学校、栄小学校及び入舟小学校の4校の通学区域全域が日和山小学校の通学区域となります。通学区域設定の対象者及び施行期日は、日和山小学校の開校日、平成27年4月1日とし、対象者は、その日以降、該当通学区域に居住する児童となります。

日和山小学校の通学区域となる町名と地番をご覧ください。次に通学区域の概図ですが、黒の太線で囲まれた地域が日和山小学校の通学区域となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

### ○委員長

質問、意見のある方はいらっしゃいませんか。

ないようですので、議案第23号について承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

承認しました。

続いて、「議案第24条、平成26年12月議会定例会の議案については」市議会議案等の公表前であることから非公開といたしますが、ご異議ありませんでしょうか。よろしければ、報告案件の終了後、非公開案件として再開し審議いたします。

## 第4 報告

### ○委員長

これより報告案件に入ります。

まず、「新潟市立日和山小学校の校章、校歌について」学校支

## ○学校支援課長

援課長に説明をお願いします。

はじめに校章についてです。校章デザイン制作の経過について、当初の計画どおり、4月に新潟大学教育学部の橋本准教授に依頼し、統合する4校の歴史、児童や地域住民の新しい学校に対する期待や思いなどを基本に据えて制作に取りかかっていたいただきました。複数のデザイン案を4校の児童、保護者及び地域の統合実行委員会にお示しし、4校の児童、保護者や地域の皆様の意見を集約しながら、デザイン案の練り直しを行いました。10月には橋本氏から最終候補案を示していただき、4校の校長からの意見も踏まえて、橋本氏が色調等を調整したものが最終案となりました。

図案は、4校が統合して開校する日和山小学校の背景を四つの記号の集積でイメージし、日和山の文字を中心に、一つにまとまりながら上昇する渦を表現しています。この渦に、日和山小学校の教育目標の案である「高めあう子ども」の育む教育環境を重ね合わせ、子どもたちが社会の中で理想に向かって元気よく前進していくイメージが込められています。色彩は、中央区のイメージカラーをベースとし、水都新潟をイメージできる青色で構成されています。現在、橋本氏が提示したデザインに基づき、施設課で、校舎に設置する校章の制作準備を進めております。校旗については27年3月はじめころには完成させたいと考えております。

続いて校歌についてです。統合する4校の児童や地域の皆様の、新設校に対する思いや願いを活かして制作に携わってくださる方をお願いしたいと考え、統合実行委員会と地域から推薦のあった、栄小学校区出身で、歌手として全国的に活躍する小林幸子さんが代表を務める、株式会社幸子プロモーションに作成を依頼しておりました。校歌を作成するにあたり、4校児童のアンケートから、日和山小学校で育つ夢や希望を歌詞に込めてほしい、また、地域に生き、羽ばたいていく子どもたちにふさわしいものという地域住民の気持ちを大切にしてほしいとお伝えしたところ、以下のように表現していただきました。

1番では、広い日本海のイメージから希望にあふれる子どもたちを、2番では、穏やかな流れの信濃川のイメージから優しさと勇気にあふれる子どもたちを、3番では、統合4校の校名を想起させる歌詞から、4校の子どもたちが元気に学校に集まってくる姿がそれぞれ表現されています。また、児童の発達段階を考慮し、歌いやすい音域と覚えやすい旋律で作曲され、一部、二部合唱ができる構成になっています。なお、今後、統合準備委員会にこの旨をお伝えし、日和山小学校開校に向けて準

備を進めていただくつもりです。

それではお聞きいただきたいと思います。

(校歌演奏)

○委員長

校章と校歌についてです。ご質問、ご意見はいかがですか。

私から一つ。校歌表現について、4校児童のアンケートからと書いてありますが、具体的にどんなアンケートですか。

○学校支援課長

学校にいる子どもたちに、こんな学校になるといいなと思うことを言葉で書いてみようということが一つ。もう一つは、新しい学校で自分たちが勉強や生活をしているところを想像して、絵に描いてみようというように、発達段階に応じて、1年生から6年生まで、どの学年でも答えられる形で実施しました。

○委員長

全校児童が対象ですか。

○学校支援課長

はい。

○委員長

児童全員の思いや希望が入っている。だからいい歌なのですね。

○織田委員

やさしい言葉で作られていて、とても分かりやすいですし、子どもたちが歌いやすい、すてきな曲に仕上がっていると思います。明るいイメージでとても良いと思います。

この曲は後半が二部合唱になっていて、盛り上がり終わるようになっています。高声部の音域が、子どもたちの歌いやすい音域よりもちょっと高いかもしれないと感じました。二長調で、とても明るいイメージの調性で書かれています。それも良いのですが、無理せずに少し妥協してハ長調にしておいてはいかがでしょうか。子どもたちもハ長調であれば、鍵盤ハーモニカやリコーダーで演奏するにも簡単になります。この曲自体はとても良い曲ですけれども、そこが少し惜しいかなと思いました。ご指導なされる先生方にとっても、ハ長調の方が易しいのではないかと思います。

○学校支援課長

ご指摘ありがとうございます。その辺も考慮して、担当が、何度かハ長調のものとかいろいろ作った中で、一番音域がふさわしい、二長調に最終的に設定させていただきました。今の子どもたちは、上のミの音あたりまでわりと苦なく出せるのですが、どちらかという低いほうが出せないようです。特に声変わりをする5年生、6年生あたりが少し早まっているということと、低い声が出せないということもあって、その辺も調整をして、ここに落ち着いたというのが経緯でございます。

○沢野委員

いろいろと考えられているというのは良く分かりました。10月中旬に、歌詞に4校の校名を想起できる表現を取り入れるように要請したとありますけれども、確かに、豊照、湊、栄、入舟が上手に入っているという印象があります。以上、感想です。

○委員長	ほかはよろしいですか。ありがとうございます。
第5 次回日程	
○委員長	次回の日程について説明を求める。
○教育総務課長	次回日程について説明をさせていただきます。 12月定例会は12月18日木曜日午後3時30分から、1月定例会は1月19日月曜日午後3時から、2月定例会は2月4日水曜日午後3時より予定しております。
○委員長	では、これで定例会をいったん終了いたします。傍聴人、報道関係の方はご退席ください。教育委員会事務局関係者はそのまま同席ください。
第6 付議事件	
○委員長	引き続き付議事件に入ります。「議案第24号（1）新潟市教育委員会委員定数条例の一部改正について」から「（3）新潟市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」まで関連がありますので一括して審議をいたします。教育総務課長に説明をお願いします。
○教育総務課長	「議案第24号 平成26年12月議会定例会の議案について」のうち、教育総務課所管分の「（1）新潟市教育委員会委員定数条例の一部改正について」から「（3）新潟市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」まで説明いたします。 この条例改正の3議案はいずれも、先般の第186回通常国会で地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が可決され、新教育長が設置されることに伴い所用の改正を行うものです。 はじめに、今回の法改正により新たに設置される新教育長の概要を説明いたします。現行の教育委員会では、教育委員会を主宰し代表する教育委員長と、事務局を指揮監督する教育長による体制となっておりますが、より責任体制を明確にするとの趣旨から、教育委員長が廃止され、教育委員長と教育長を一体化した新教育長が設置されます。新教育長は、現在の教育長と教育委員長の権限を併せ持ち、教育委員長の会務を総理し教育委員会を代表することとなります。これまで教育長は、教育委員会が教育委員長を除く教育委員の中から任命しておりましたが、新教育長につきましては、市長が議会の同意を得て直接任命することとなります。そのため、教育長は、これまでの一般職の位置づけから特別職の身分に変更となります。併せて、任期についても3年とされました。 なお、この制度改正は来年4月1日からの施行となりますが、現在の教育長の任期中は従前のままとする経過措置が設けられ

ておりますので、平成27年4月1日以降に教育長の任期終了後の次の教育長から新教育長に切り替わることとなります。そのため、三議案とも経過措置を設けております。

では、各議案について説明いたします。

はじめに、「新潟市教育委員会委員定数条例の一部改正について」です。今回の法改正により、先ほど説明しましたとおり、新教育長は市長が議会の同意を得て直接任命をし、法改正後の教育委員会は、新教育長と教育委員で構成されることとなります。そのため、教育委員の定数を定めるこの条例について、今現在、委員定数が9名ですので、それを8名に改正するというものです。改正後の本市教育委員会は、教育委員8名と教育長1名を合わせた9名の体制となります。

施行期日については平成27年4月1日となりますが、現在の教育長の任期中の経過措置により、在職中は教育委員の委員定数は従前のまま、つまり、現在の9人となります。

次に、「新潟市教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について」です。

こちら、これまで教育長は教育委員会が任命する一般職の身分でしたが、法改正後の新教育長は、特別職の身分に変更されます。また、特別職ではありますが、この法改正では常勤と規定されます。これまでの教育長の給与や勤務時間はこの条例で定めておりましたが、改めて、特別職として勤務時間などを規定し直すことが必要となり、今回、この条例を改正するものです。特別職としての新教育長の勤務時間、休日及び休暇を定めるものとなります。

また、給与につきましては、現在はこの条例で規定しておりましたが、新教育長については、市長部局の職員課の所管による「新潟市教育長の給与に関する条例」を新規に制定することとなります。新規制定した条例に基づき、新教育長に対し給与等が支給されることとなります。なお、勤務時間、給与額等は現在と変更はありません。

この条例改正の施行期日についても、平成27年4月1日となりますが、給与の規定については、施行日以降も経過措置ということで、今の条例で、旧教育長に対し給与が支払われることとなります。

最後に、「新潟市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」です。たびたび説明してまいりましたが、これまで教育長は一般職として地方公務員法第35条の規定により職務専念の義務が課せられておりました。法改正後の新教育長も、これまでと同様に職務専念義務が課せられ、法律又は条

令の定めがある場合、職務専念義務を免除することができることとされておりますことから、新教育長についての職務専念義務の免除についての条例を、新たに定めるものです。今回定める条例の内容につきましては、一般職員の条例と同じ内容です。

研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合、また教育委員会規則で定める場合、それぞれに該当する場合、職務専念義務が免除されます。教育委員会規則で定めることにつきましては、今後、教育委員会定例会で議案を上程し審議いただく予定としております。施行期日につきましては、新教育長が就任してから適用となります。

○委員長

今の説明について、ご質問、意見のある方。いかがですか。  
改めて審議するというのはどういうことでしょうか。

○教育総務課長

職務専念義務の特例に関する条例の、その職務専念義務を免ずる要件としては、研修を受ける場合や、厚生に関する、例えば人間ドックの受診とか、そういったときは、職務を離れて人間ドックを受診していいというもの、それ以外に教育委員会規則で定めた事項についても、該当すれば職務を解くという内容です。この規則を教育委員会で定めなければいけないため、新たに規則を制定しますので、それについては今後、教育委員会でお諮りをさせていただくということです。

○委員長

給与、退職手当を条文から削除、金額支給方法に変更なしと資料にありますが、これを説明してください。

○教育総務課長

削除というのは、今現在、教育長の給与については、新潟市教育長の給与、勤務時間等に関する条例の中で金額等が定められておりますが、給与は新しい条例を定めるので、そこから削除しています。新旧対照表をご覧ください。アンダーラインを引いているところに、第1条、本市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関して定めることを目的とした条例と書いていますが、この中から、給与を違う条例で定めるので、これを削ります。

特別職の報酬となりますので、特別職の報酬審議会があります。そこで給与の額が妥当かどうかという審査がされます。その審議会を所管しているのが市長部局の職員課で、そのため、職員課の条例で教育長の給与を定めます。そのためこちらから抜けるということです。

○眞谷委員

先ほどから説明がありましたが、教育長が職務専念義務を免除される場合、あらかじめ教育委員会の承認を得てというのは、例えば来月こういふことで免除を受けたいというときに、今月の定例会で審議しなければいけないということでしょうか。



○教育総務課長

本来はそうですが、定例会は月1回の開催で、間に合わないことがありますので、許可する権限については、自分が自分となるかもしれませんが、新教育長に権限を委任することになります。

○眞谷委員

そうしてもらわないと、教育長の個人的な情報が全部出てしまいます。ここで、何月何日に人間ドックへ行きますと審議しなくてはいけないのでは大変な話ですから。

○委員長

続いて、同じく「議案第24号(4)新潟市奨学金条例、新潟市社会人奨学金条例及び新潟市入学準備金貸付条例の一部改正について」学務課長に説明をお願いします。

○学務課長

はじめに改正の理由ですが、この三つの条例において、連帯保証人の要件を4親等以内の成人の親族とすると現在は規定しておりますが、特別な事情によって親族の協力が期待できない貸付希望者への貸付に対応できるよう改正するものです。もう一点が延滞金等についてです。新潟市の奨学金制度等については、日本学生支援機構の奨学金制度を参考として制度設計しており、延滞金等の割合についても、機構に合わせてまいりました。機構が今年度、平成26年度から年10%を年5%に引き下げていることから、本市の制度についても年5%に引き下げて、併せて、徴収しない金額等についても改正を行うものです。なお、今年度、平成26年4月1日に施行された新潟市債権管理条例の第9条において、私債権の遅延損害金の割合について、民法第404条に規定する年5%としています。

次に改正の内容ですが、連帯保証人の要件については、今、4親等以内の成人親族とするととなっている条項に、「ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。」を加えたいと思います。延滞金等については、今、この三つの条例の中で、延滞金または延滞利息の文言を使っておりますが、私債権になりますので、遅延損害金という文言に改めたいと思います。割合を年10%から年5%に改める。切り捨てる端数の金額を1円未満から100円未満に、徴収しない金額を100円未満から1,000円未満に改正する内容です。

施行期日は平成27年4月1日です。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長

今の件に関して質問、意見のある方は挙手をお願いします。

○沢野委員

延滞がないにこしたことはないのですが、率はどのくらいですか。延滞されている人はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○学務課長

納期がきても納められていない方の率、未納の割合は、新潟市奨学金では平成25年度で6.1%ほどあります。

○沢野委員	これでも回収できているのですか。
○学務課長	全部はできませんけれども、随時連絡して、納めていただくようにはしています。
○吉村委員	保証人要件のただし書きの「この限りではない」という記載ですが、例えば4親等以内にこだわらないという意味なのか、保証人要件を必要としないと判断する場合もあるのか、どちらでしょうか。
○学務課長	原則4親等以内の親族を立てていただくのですが、どうしてもそういう方が立てられない場合、例えば里親、里子ですとか、施設にあずけられている方、そういった特別な、4親等以内の保証人が立てられない方にも貸付ができるようにということです。
○吉村委員	4親等でなくてもよいという意味なのですね。この文面からいくと、保証人がいないという取り方もできるので聞いたのです。
○委員長	4親等以内に保証人になれる人がいない場合で、市長が特別に理由があると認めた場合は、その規定の限りではないということですね。
○学務課長	連帯保証人は必要で、原則は4親等以内の親族とします。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合はこの限りではありませんので、それぞれの状況をお聞きして判断し、4親等以外の方でも保証人となることができます。
○吉村委員	貸付を希望する人に対するトラブルが起きてはいけないと思いますし、こういう条例にしても、読み方を間違えて期待されると大変です。この文章を見て、私は家族がいないのだから保証人はいなくてもいいのかなと、そう思って申請してくる人がいるかもしれないと心配しているだけなのです。
○斎藤教育次長	そこは、制度の案内をする際に、具体的に分かりやすくお知らせをするということで、ご了解いただきたいと思います。
○委員長	同じく「議案第24号(5)新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」から「(6)新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について」まで関連がありますから、一括して審議をいたします。教職員課長、説明をお願いします。
○教職員課長	議案第24号のうち、教職員課所管分について説明いたします。市立高等学校、中等教育学校の後期課程、幼稚園の教職員の給与に関する改正です。 「(5)新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」です。平成26年度の新潟市人事委員会勧告によって、「教育職俸給表その他の教育職員に適用する給与

に関する措置については、新潟県の教育職員への措置内容に準じた取り扱いとする」とのことから、県教育職員の給与体系に準じて、市教育職員の給与体系を改定するものです。

改正の1点目は、公民較差に基づく給与の関係です。県の給料表の改定に合わせて、市の俸給表の改定を行います。若年層を中心に平均0.1%の引き上げ改定を、平成26年4月1日にさかのぼって実施いたします。

改正の2点目は、給与制度の総合的見直しです。これについて、内容が3点あります。1点目は、国に準拠して県が給料表の引き下げ改定をするのに合わせて、市の俸給表を改定します。2点目は、県が地域手当を県内全域に支給することから、地域手当について項目を追加し、新潟県の教育職員の例により支給します。3点目は、管理職手当が支給されている職員が、災害等の対処のために週休日等以外の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給します。いずれも、実施の時期については平成27年4月1日からとなります。

続きまして「(6)新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について」です。こちらも、平成26年度の新潟市人事委員会勧告において、この度の県の措置に合わせて、特殊勤務手当の額の改定を行います。部活動指導など、業務の困難性、特殊性などを考慮し、増額するものになります。

対象となる業務及び金額については、資料に記載のとおりです。実施の時期は平成27年4月1日からとなります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長

この件に関してご質問、ご意見のある方はいかがですか。

○佐藤委員

改正内容に、若年層を中心に平均0.1%を引き上げると書いてあるのですが、この意味を詳しく教えてください。

○教職員課長

新旧対照表の改正後案の横に、2級俸給月額に記載があります。1号俸の場合、19万5,100円となっております。現行のものと同じく2級1号俸をご覧くださいますと、19万2,800円となっております。これは、まったくの新人がここに該当するのですけれども、ここで2,300円の増加となります。

同じように47号俸をご覧ください。改正後が30万1,600円、現行が30万1,400円ということで、200円の増加です。順当に歳を取ると、この47号俸、だいたい30歳前後です。それ以降、48号俸以降については、給与の変更はありません。従いまして、新採用からおよそ30歳までの年代が、これにあたります。

○委員長

若年層を中心に引き上げる根拠は何ですか。

○教職員課長

官民較差の是正によって、若年層の働く意欲あるいは生活水

	<p>準の向上ということで、それがねらいになっております。</p>
○委員長	<p>改正内容の2給与制度の総合的見直しの、管理職手当が支給されている職員等というこれは、これまで管理職員特別勤務手当がなかったのでしょうか。午前0時から午前5時まで勤務した場合の手当を支給するとありますが。</p>
○教職員課長	<p>現在は週休日に勤務した場合に支給されますが、週休日にかかっていない場合は全く支払っていないという状況です。それは管理職手当に一括して含まれるという内容になります。</p>
○委員長	<p>例えば災害が起こった場合、学校で待機されたりしますよね。こういうときには、今度は手当を支給するということですね。</p>
○教職員課長	<p>午前0時から午前5時までの間に勤務すると支給されるということで、いい改定ととらえております。</p>
○委員長	<p>今、宿直勤務というものはあるのでしょうか。</p>
○教職員課長	<p>ありません。</p>
○佐藤委員	<p>確認です。県では地域手当を支給するということなのですが、これまでは支給されていなかったと理解してよろしいでしょうか。</p>
○教職員課長	<p>全くされておらず、今回、初めての措置です。</p>
○委員長	<p>次に同じく「議案第24号(7)平成26年度新潟市一般会計補正予算について」教育総務課長に説明をお願いします。</p>
○教育総務課長	<p>今回のこの補正は人件費に関するものです。複数課にわたり、内容が重複することから教育総務課で一括して説明いたします。</p> <p>今回の人件費の補正につきましては、人事異動を経た今年度の実際の職員配置に合わせて補正するものと、新潟市人事委員会勧告に基づき給与改定を行う、その二つの要素での補正となっております。</p> <p>はじめに、新潟市人事委員会勧告に基づく給与改定の概要について説明いたします。今回の給与改定は、月例給について、職員給与が民間給与を下回っていることから、この格差を解消するため、若年層に重点を置いた引き上げが勧告されました。平均0.4%の俸給の引き上げです。また、併せて国や市内民間事業所の支給状況等を考慮して、交通用具使用者に対する通勤手当を、距離の区分に応じて100円から7,100円の幅で引き上げる勧告内容となっております。これらについては、いずれも平成26年4月1日にさかのぼって実施となります。</p> <p>また、期末・勤勉手当についても、民間支給割合を下回っているということから、0.15か月分を引き上げ、4.10か月分とするという改定を行うこととしております。実施は平成26年12月1日からとなります。</p>

そして教職員については、教職員課長からの説明のとおり、新潟市人事委員会がこれに基づき、新潟県の教育職員への措置の内容に準じて、給与改定を行うこととしております。県では月例給について、初任給と若年層に限定して平均0.1%の引き上げをいたします。新潟市が0.2%ですが、県については0.1%引き上げるといふ差がついています。これも新潟市と同様、平成26年4月1日にさかのぼって実施することとなります。期末・勤勉手当については、新潟市人事委員会勧告と同じ0.15か月の引き上げです。最終的には4.10か月分となります。こちらも平成26年12月1日からの実施となります。

次に、人件費関係補正額調です。人件費に関する補正予算額は、総額3億5,807万9,000円の増額の補正です。内訳としましては、給与改定分の増額分が8,225万円、職員の人事異動による調整分が2億7,582万9,000円の増額となっております。

○委員長

この件に関してご意見、ご質問のある方はお願いします。

○織田委員

非常に初歩的な質問ですみません。交通用具使用者というのは、具体的には自家用車ということでしょうか。

○教育総務課長

自家用車あるいは自転車などです。

○織田委員

自家用車や自転車で通勤なさる方の、例えば何キロだと幾らとかという通勤手当ですね。そちらも引き上げたほうが良いとは思いますが、新潟市としてはより公共交通機関を使ってマイカーを止める方向に動いていると思います。BRTも導入することです。公共交通機関をたくさん使ってもらうためには、定期を使っている人たちの手当も同じように引き上げがあった方が良くはないでしょうか。ここには、自家用車もしくは自転車の手当を上げるとしか書いていないのですけれども、いかがでしょうか。

○教育総務課長

通勤手当は、民間の支給の状況や、あるいは公共交通であれば実際の金額などで判断するものです。施策的に誘導することは、給与の趣旨からいってそぐわないと思います。やはり通勤手当については民間との比較、そういったところを参考にしていきたいと思います。

○織田委員

今まで民間との格差があったので、それを埋めるために、自家用車を使う方の手当を上げるということですね。

○斎藤教育次長

バスやJRなどの公共交通機関は、定期代などの実費を支給します。自家用車やバイクなどの交通用具はそうではありません。交通用具使用の場合の手当額が民間と差があるということです。

○教育総務課長

自家用車の方は、自己負担分が出ることが多いです。

○委員長 距離に応じて段階があり、上げ幅が一番大きいところは7,100円上がるということですね。

○教育総務課 はい。そのとおりです。

○委員長 それでは、承認してよろしいですね。  
ありがとうございました。

#### 第7 閉会宣言

○委員長 午後4時25分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員